

特定非営利活動法人日本エコツーリズム協会定款

第1章 総則

(名称)

- 第1条 この法人は、特定非営利活動法人日本エコツーリズム協会という。
- 2 この法人は、英名を Japan Ecotourism Society という。

(事務所)

- 第2条 この法人は、主たる事務所を東京都品川区上大崎 2-24-9 に置く。
- 2 この法人は、前項のほか、従たる事務所を長野県北佐久郡軽井沢町に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

- 第3条 この法人は、地域の自然や文化への理解を深め、そのよりよい保全とゆとりある活用により、みずみずしい観光と産業を持続的に発展させるため、世界的な情報の収集とそのネットワーク構築を図り、その重要性和適正な認識の普及、調査、研究およびサポートの充実に関する事業を行い、エコツーリズムの推進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

- 第4条 この法人は、上記の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。
- (1) 社会的教育の推進を図る活動
 - (2) 環境の保全を図る活動

(事業)

- 第5条 この法人は上記の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- (1) エコツーリズムに関する資料の収集及び情報提供
- (2) エコツーリズムを推進していくための調査研究と情報提供
- (3) エコツーリズムに関する国際会議の主催・共催
- (4) エコツーリズムに関する全国大会の主催・共催
- (5) エコツーリズムに関するセミナー・研修会の実施
- (6) 国内外のエコツーリズム資源の発掘と活用
- (7) 国内外のエコツーリズムサイトへの視察ツアーの実施
- (8) エコツーリズムに関する書籍・印刷物の出版及び斡旋
- (9) エコツーリズムに関わる人々とのネットワークの構築
- (10) エコツーリズムに関する有識者派遣
- (11) エコツーリズムに関する書籍の翻訳及び編集業務
- (12) エコツアー・プログラムに関する認証制度の導入
- (13) エコツーリズムに関する人材育成研修会の実施

(2) その他の事業

- (1) 保険代理店業
- (2) インターネットを使った検定試験事業

(3) エコツアーガイド資格試験事業

2 その他の事業から生じた収益は、この法人が営む特定非営利活動に係る事業に充てなければならない。

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び法人
- (2) 賛助会員 本会の事業を賛助するために入会した個人または法人
- (3) 学生会員 主にエコツーリズムを研究しているまたは興味のある学生

(入会)

第7条 会員として入会しようとするものは、会長が別に定める入会申込書を提出し、会長の承認を得なければならない。

2 会長は、第1項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届けの提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡もしくは失踪宣告を受けたとき、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、退会届を会長に提出することで、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の3分の2以上の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

2 前項の規定により会員を除名する場合には、当該会員にあらかじめ通知するとともに、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は理由を問わず、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 5人以上40人以内
- (2) 監事 2人
- 2 理事のうち、1人を会長、2人を副会長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において個人会員の中から選任する。

- 2 会長及び副会長は、理事の互選とする。
- 3 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。
- 4 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1以上を超えて含まれることになってはならない。
- 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 会長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故かるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款及び総会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、本会の業務及び財産に関し、次の号に規定する業務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを理事会、総会または所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、理事会及び総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において3分の2以上の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以内の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(アドバイザー)

第20条 協会にアドバイザーを10人以上20人以内置くことができる。

2 アドバイザーは学識経験者又は協会に功労のあったものうちから理事会の推薦により会長が委嘱する。

3 アドバイザーは、法人の運営に関し、会長及び理事会に助言する。

4 アドバイザーの任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(顧問)

第21条 この法人に、顧問を置くができる。

2 顧問は理事会の承認を得て、会長が委嘱する。

3 顧問は、法人の運営に関し、会長及び理事会に助言する。

4 顧問の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

第5章 総会

(種別)

第22条 この法人の総会は通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第23条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第24条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業計画及び収支予算並びにその変更

(5) 事業報告並びに収支決算

(6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬

(7) 入会金及び会費の額

(8) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第54条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(9) 事務局の組織及び運営

(10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第25条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の

請求があったとき。

- (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第26条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第27条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第28条 総会は、正会員総数3分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第29条 総会における議決事項は、第26条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第30条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条、次条第1項及び第55条の適用については、総会に出席したものをみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第31条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要、発言者の発言要旨及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第32条 理事会は、理事をもって構成する。

(機能)

第33条 理事会は、この定款の定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第34条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第35条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から20日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第36条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数)

第37条 理事会は、理事総数の3分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第38条 理事会における議決事項は、第35条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第39条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された書面をもって表決し、または他の理事を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第40条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者及び出席者指名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）

- (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 運営組織

(委員会及び部会)

第41条 協会は、事業の円滑な運営を図るため、理事会の議決を経て、委員会及び部会等の運営組織を置くことができる。

- 2 委員会及び部会は、その定められた事業について理事会の議決に基づき、調査し、研究し、又は事業を遂行する。
- 3 委員会及び、部会等の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会の議決を経て細則を決める。

(事務局)

第42条 協会は、事務を処理するために事務局を置く。

- 2 事務局長は、会長が任免する。
- 3 その他の職員は、会長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

第8章 資産及び会計

(資産の構成)

第43条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の区分)

第44条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産およびその他の事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第45条 この法人の資産は、会長の承認を得て事務局が管理し、その方法は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(会計の原則)

第46条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第47条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計およびその他の事業に関する会計の2種とする。

(事業計画及び予算)

第48条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、会長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第49条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を得て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第50条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第51条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第52条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、会長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第53条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第54条 予算をよって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第9章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第55条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に既定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第56条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第57条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、総会の議決を経て、エコツーリズムの推進に寄与する類似の目的を持つ他の特定非営利活動法人に寄付するものとする。

(合併)

第58条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第59条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第11章 雑則

(細則)

第60条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、会長がこれを定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

会 長：愛知 和男

副会長：船山 龍二
渡辺 修

理 事：

石森 秀三

石山 醇

岡崎 俊城

小野 昭生

海津 ゆりえ

小林 天心

小林 英俊

小林 寛子

榊原 史博

櫻井 正昭

櫻田 薫

下村 彰男

下休場 千秋

高梨 洋一郎

高橋 秀夫

横松 和夫（立松 和平）

田中 光常
中明 敏康
永里 恒昭
長與 純三
後出 豊
橋本 俊哉
比嘉 梨香 (開 梨香)
廣瀬 敏通
真板 昭夫

監 事：比田井和子
米井 千晴

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から平成 16 年 6 月 30 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 44 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第 53 条の規定にかかわらず、成立の日から平成 15 年 3 月 31 日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 - (1) 正会員
 - イ 法人会員 入会金 20,000 円 年会費 30,000 円
 - ロ 個人会員 入会金 1,000 円 年会費 5,000 円
 - (2) 賛助会員 年会費 一口 50,000 円
 - (3) 学生会員 入会金 0 円 年会費 2,000 円

これは当法人の定款である

特定非営利活動法人
日本エコツーリズム協会
理事 愛知 和男